

坂戸市規則第 15 号

坂戸市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、坂戸市犯罪被害者等支援条例（令和 6 年坂戸市条例第 号。第 5 条及び第 13 条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「市民」とは、市内に住所を有する者及び次に掲げるやむを得ない事由により市内に居所を有することとなった者をいう。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力（同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を含む。）を受け、当該配偶者からの暴力を避けるため、市内に一時的に居所を定めたこと。
- (2) 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に居所を定めたこと。
- (3) その他市長が認める事由により、市内に一時的に居所を定めたこと。

(遺族見舞金の支給対象者)

第 3 条 遺族見舞金の支給の対象者は、犯罪行為により死亡した者であって当該犯罪行為が行われた時に市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者であって当該犯罪行為が行われた時から遺族見舞金の申請時まで引き続き市民であるもののうち第 1 順位遺族（第 3 項の規定による第 1 順位の遺族をいう。以下同じ。）（第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、第 4 項に規定する代表者。第 5 項において同じ。）とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和 2 年坂戸市告示第 186 号）第 7 条第 1 項に規定する宣誓者（第 5 条第 1 号アにおいて「宣誓者」という。）であった者を含む。第 7 条第 5 号において同じ。）
- (2) 死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（坂戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 2 条第 4 号に規定するファミリー

シップ（第5条第1号イにおいて「ファミリーシップ」という。）にあった者を含む。）

- 2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、同項第2号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の支給を受けることができる代表者に選任しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に遺族見舞金を支給する。ただし、当該者が住所を有する市町村（特別区を含む。）において同種の制度を利用することができる場合は、この限りでない。

(1) 死亡被害者の死亡時において、第1項各号のいずれかに該当する者であつて犯罪行為が行われた時から遺族見舞金の申請時まで引き続き国内に住所を有するもの（同項に規定する引き続き市民であるものを除く。）のうち第1順位遺族

(2) 犯罪行為により死亡した者（死亡被害者を除く。）の死亡時において第1項各号のいずれかに該当する者であつて当該犯罪行為が行われた時から遺族見舞金の申請時まで引き続き市民であるもののうち第1順位遺族

（重傷病見舞金の支給対象者）

第4条 重傷病見舞金の支給の対象者は、犯罪行為により重傷病を負った者であつて、当該犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金の申請時まで引き続き市民であるもの（以下「重傷病被害者」という。）とする。

（見舞金の支給の制限）

第5条 条例第4条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、加害者が心神喪失の状態で当該犯罪行為を行つた場合及び犯罪行為被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下同じ。）が18歳未満であつた第1順位遺族を監護していた場合を除く。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者（重傷病見舞金の支給を受けるべき者であつて18歳未満であつたものを除く。）又は第1

順位遺族（１８歳以上であった者（第１順位遺族が２人以上ある場合にあっては、その全てが１８歳以上であったときのいずれかの者）に限る。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあっては、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合を除く。）

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合及び宣誓者であった場合を含む。）又は直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ ３親等内の親族（アに掲げるものを除き、ファミリーシップにあった者を含む。）

(2) 犯罪被害（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和５５年法律第３６号）第２条第２項に規定する犯罪被害をいう。次条において同じ。）について、犯罪行為被害者又は第１順位遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪行為被害者又は第１順位遺族に次のいずれかに該当する事由があった場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前３号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

(5) 警察に犯罪行為の被害が認知されていない、又は警察への照会等によ

り市長が犯罪行為を確認することができない場合

(支給の調整)

第6条 重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、当該重傷病見舞金の額を控除して得た額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、坂戸市遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
- (2) 住民票の写しその他の死亡被害者が犯罪行為が行われた時に市民であったことを証する書類（第3条第5項第2号の規定の適用がある場合を除く。）
- (3) 住民票の写しその他の申請者が犯罪行為が行われた時から遺族見舞金の申請時まで引き続き市民であることを証する書類（第3条第5項第1号の規定の適用がある場合を除く。）
- (4) 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との身分関係を明らかにすることができる書類
- (5) 申請者が配偶者以外の者である場合にあっては、第1順位遺族であることを証する書類
- (6) 第1順位遺族が2人以上ある場合にあっては、坂戸市遺族見舞金代表者選任届出書（様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(重傷病見舞金の支給申請)

第8条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、坂戸市重傷病見舞金支給申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 医師等の診断書その他の重傷病被害者の重傷病の状態を確認できる書類
- (2) 領収書その他の重傷病に係る負傷又は疾病の療養に要した日数を確認

できる書類

(3) 住民票の写しその他の申請者が犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金の申請時まで引き続き市民であることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(申請期限)

第9条 第7条及び前条の規定による申請は、犯罪行為による死亡の発生を知った日若しくは重傷病被害者となった日から1年を経過したとき、又は犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、坂戸市見舞金支給・不支給決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、見舞金の支給の可否を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者に対し当該可否の決定に関し必要となる事項について報告を求め、又は申請者の同意を得た上で、当該可否の決定に関し必要となる事項について関係機関に照会することができる。

(見舞金の支給)

第11条 前条第1項の規定により見舞金の支給決定を受けた者は、坂戸市見舞金支給請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

(見舞金の支給決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により見舞金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消し、既に交付した見舞金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第3条第1項又は第4条に規定する見舞金の支給対象者の要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 第5条各号に該当することが判明したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたことが判明したとき。

(公表事項)

第 1 3 条 条例第 5 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 犯罪被害者等の支援に関する相談の件数

(2) 見舞金の支給件数

(委任)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

（表）

坂戸市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話番号

犯罪行為被害者との続柄

遺族見舞金の支給を受けたいので、坂戸市犯罪被害者等支援条例施行規則
第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

犯罪行為被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住 所	
	死 亡 年 月 日	年 月 日
犯罪行為が行われた日 時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為が行われた場 所		
犯 罪 行 為 に よ る 被 害 の 発 生 状 況		
取 扱 警 察 署 (被害届の受理番号)		都道府県 警察署 (年 月 日第 号)
死亡前の重傷病見舞金の支給の有無		有 ・ 無
備 考		
同意書 犯罪行為による被害の発生状況等、遺族見舞金の支給の可否の決定に関し必要となる事項について市が関係機関に対して照会することに同意します。 年 月 日 氏 名		

(裏)

添付書類

- 1 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
- 2 住民票の写しその他の死亡被害者が犯罪行為が行われた時に市民であったことを証する書類
- 3 住民票の写しその他の申請者が犯罪行為が行われた時から遺族見舞金の申請時まで引き続き市民であることを証する書類
- 4 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との身分関係を明らかにすることができる書類
- 5 申請者が配偶者以外の者である場合にあっては、第1順位遺族であることを証する書類
- 6 第1順位遺族が2人以上ある場合にあっては、坂戸市遺族見舞金代表者選任届出書（様式第2号）
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

坂戸市遺族見舞金代表者選任届出書

年 月 日

坂戸市長 あて

届出者 住 所
氏 名
電話番号
犯罪行為被害者との続柄

坂戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第 3 条第 4 項の規定により私が遺族見舞金の支給を受けることができる第 1 順位遺族の代表者に選任されたので、届け出ます。

私は、上記の者が、遺族見舞金を受けるべき第 1 順位遺族の代表者として、見舞金の支給を受けることに同意します。			
第 1 順位遺族の氏名	犯罪行為被害者との続柄	住 所	電話番号

備考 「第 1 順位遺族の氏名」の欄は、本人の自署による署名又は記名押印をしてください。

様式第 3 号（第 8 条関係）

（表）

坂戸市重傷病見舞金支給申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

重傷病見舞金の支給を受けたいので、坂戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

犯罪行為被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為が行われた場所		
犯罪行為による被害の発生状況		
負傷又は疾病の状態		
取扱警察署 （被害届の受理番号）		都道府県 警察署 （ 年 月 日第 号）
備 考		
同意書 犯罪行為による被害の発生状況等、重傷病見舞金の支給の可否の決定に関し必要となる事項について市が関係機関に照会することに同意します。 年 月 日 氏 名		

(裏)

添付書類

- 1 医師等の診断書その他の重傷病被害者の重傷病の状態を確認できる書類
- 2 領収書その他の重傷病に係る負傷又は疾病の療養に要した日数を確認できる書類
- 3 住民票の写しその他の申請者が犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金の申請時まで引き続き市民であることを証する書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第10条関係）

坂戸市見舞金支給・不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長



年 月 日付けで支給の申請があった見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、坂戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり支給・不支給することに決定したので通知します。

記

- 1 支給決定額（遺族見舞金・重傷病見舞金） 金 円
- 2 不支給の場合の理由

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、坂戸市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において坂戸市を代表する者は、坂戸市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

坂戸市見舞金支給請求書

年 月 日

坂戸市長 あて

請求者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で支給決定のあった遺族見舞金・重傷病見舞金について、坂戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

支給請求額（遺族見舞金・重傷病見舞金） 金 円

上記金額を下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 支店
預 金 種 別	普通 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
名義人氏名	